

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和4年3月25日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 甲斐徳之助

5番 伊藤裕一

6番 池辺己実夫

7番 諸橋太一郎

9番 長田麻美

10番 山本伸子

11番 守屋常雄

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 1名

8番 市川圭一

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主任	椎名紗央里

令和4年第1回牛久市議会定例会

議事日程第6号

令和4年3月25日(金) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 2号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 2. 議案第 3号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 3. 議案第 4号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 5号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 7号 令和3年度牛久市一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 6. 議案第 8号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3
号)
- 日程第 7. 議案第 9号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8. 議案第10号 令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2
号)
- 日程第 9. 議案第11号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第10. 議案第12号 令和4年度牛久市一般会計予算
- 日程第11. 議案第13号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12. 議案第14号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第13. 議案第15号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第14. 議案第16号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15. 議案第17号 令和4年度牛久市下水道事業会計予算
- 日程第16. 議案第18号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書につ
いて
- 日程第17. 議案第21号 牛久市職員の給与に関する条例及び牛久市特別職の職員で常勤
のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第18. 意見書案第1号 保健所の増設と機能強化を求める意見書の提出について
- 日程第19. 意見書案第2号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡
大を求める意見書の提出について

日程第 20. 請願第 1 号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

日程第 21. 利根川水系県南水防事務組合議会議員選挙

日程第 22. 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙

日程第 23. 閉会中の事務調査の件

追加日程第 1. 決議案第 2 号 議案第 12 号 令和 4 年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議 (案)

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

8番市川圭一議員より欠席の届出がありました。ただいまの出席議員は19名であります。これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

初めに、議案第12号に対する修正案の1件、陳情第1号の1件が提出されましたので報告をいたします。

次に、市長提出資料のうち、議案第7号説明資料の令和3年度3月補正予算の概要の正誤表の提出を受けましたので、サイドブック스에登載いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第2号ないし日程第17、議案第21号の17件、日程第18、意見書案第1号及び日程第19、意見書案第2号の2件、日程第20、請願第1号の1件を一括議題といたします。



議案第 2号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第10号）

議案第 8号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 9号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第10号 令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和4年度牛久市一般会計予算

議案第13号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第14号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第15号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第16号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第17号 令和4年度牛久市下水道事業会計予算

議案第18号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

議案第21号 牛久市職員の給与に関する条例及び牛久市特別職の職員で常勤のものとの給与

及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

意見書案第1号 保健所の増設と機能強化を求める意見書の提出について

意見書案第2号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出について

請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

○杉森弘之 議長 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、藤田総務企画常任委員長。

令和4年3月25日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 藤田尚美

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第2号	牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第3号	牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第18号	公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について	原案可決
議案第21号	牛久市職員の給与に関する条例及び牛久市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

〔総務企画常任委員長藤田尚美議員登壇〕

○藤田尚美 総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長審査報告。

令和4年3月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月14日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第2号は、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、常勤職員の年次休暇等の管理を暦年単位から年度単位に改正するものです。

議案第3号は、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について、新たに規定するものです。

審査に当たり、委員からは、条例改正後の具体的措置、本人の希望による職種の変更等について質疑がなされ、市執行部からは、今回の改正を盛り込んだ子育て応援ハンドブックにより広く制度の周知を図っていききたい、会計年度任用職員の職種の変更については公募により選考し、その職種に配置していることから、一時的な措置として本人の同意を得た上で職種の変更も想定し得ると考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、休業中の給与等の補償について質疑がなされ、市執行部からは、常勤職員、会計年度任用職員のいずれも産休中は報酬や給与の全額が支給され、育児休業を取得した場合は報酬や給与の支給はなくなるが、手当金として180日までは約3分の2、その後は子供が2歳の誕生日を迎える前日までであれば、2分の1が支給されるとの答弁がありました。

その他委員からは、男性職員も育児休業を取得しやすくするための方策について質疑がなされ、市執行部からは、子育て応援ハンドブックにより女性職員と同様に、男性職員も育児休業を取得できることを改めて周知していききたいとの答弁がありました。

議案第18号は、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書についてであります。本件は、龍ヶ崎市と牛久市との間で平成14年12月19日に締結した公共施設の相互利用に関する協定について、「龍ヶ崎市北文間運動広場」にレクリエーションルームが相互利用の対象に追加されるため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

審査に当たり委員からは、今後において相互利用の対象として追加を検討中の施設について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市にはそのような施設はないが、龍ヶ崎市において学校の統廃合が行われたことにより、相互利用の対象となる施設が追加になる可能性があるとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久市民による龍ヶ崎市北文間運動広場の利用状況と、レクリエーションルームの利用料金について質疑がなされ、市執行部からは、令和3年度は昨年12月末までの利用者総数が454人で、その内30人が牛久市民であり、レクリエーションルームの利用料金については龍ヶ崎市内外の市民を問わず、一律の利用料金となっているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、同一施設において同時間帯の利用申込みが牛久市民と龍ヶ崎市民の双方からあった場合は、龍ヶ崎市民からの施設利用申込みが優先されるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、そのような場合は抽せんにより決定するとの答弁がありました。

そのほか委員からは、相互利用の対象施設数について質疑がなされ、市執行部からは、龍ヶ崎市内に20施設、牛久市内は9施設であるとの答弁がありました。

議案第21号は、牛久市職員の給与に関する条例及び牛久市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、人事院勧告に基づき、市職員の給与等を改定するものであり、期末手当について、支給月数を一般職員については0.15月、再任用職員及び特別職については0.1月引き下げのものです。また、特例措置として、令和3年12月期の引下げ相当額を令和4年6月で調整をするため、改正するものです。

審査に当たり、委員からは、自治体が職員の給与を人事院勧告に準じて改定しなければならないという法律や、制度があるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、そのような規定はないが、均衡の原則によって国や近隣自治体との均衡を図るとの観点から、国や茨城県の状況を鑑み、同様の改定をしているとの答弁がありました。

また、委員からは、人事院勧告について職員組合との交渉はどのように行われたかとの質疑がなされ、市執行部からは、職員組合と何度か話し合いをした結果、国に準じて改定することを本年2月に決定しているとの答弁がありました。

以上、4件であります。

付託されました案件について審査の結果、本委員会に付託されました案件は、いずれも全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、藤田総務企画常任委員長長の報告は終わりました。

次に、長田教育文化常任委員長。

令和4年3月25日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会
委員長 長 田 麻 美

教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第4号	牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

〔教育文化常任委員長長田麻美議員登壇〕

○長田麻美 教育文化常任委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告。

令和4年3月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月14日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第4号は、牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、エスカード生涯学習センター内エスカードホールに新しく設置するプロジェクターの使用料を定めるものであります。使用料につきまして、「午前」「午後」「夜間」を各1回とし、1回当たりの使用料は1,870円となります。

審査に当たり、委員からは、使用料を算出した根拠について質疑がなされ、執行部からは、プロジェクターの本体および周辺機器に関わる費用「約270万円」を、年間の開館日数「3

57日」耐用年数「5年」想定稼働率「30%」から割り出したもので、機械の損料の計算を参考に行っているとの答弁がありました。

また、委員からは、該当施設において、プロジェクターを活用したどのようなイベントを想定しているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、映像を活用した企業説明会や映画観賞会、eスポーツにも対応できるスペックとなっている。配信設備の導入もしており、ホール内の様子を動画配信できる環境を整備しているとの答弁がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第4号について、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、長田教育文化常任委員長の報告は終わりました。

次に、甲斐保健福祉常任委員長。

令和4年3月25日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 甲斐 徳之助

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第5号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第1号	保健所の増設と機能強化を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第2号	介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出について	原案可決

〔保健福祉常任委員長甲斐徳之助議員登壇〕

○甲斐徳之助 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和4年3月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月15日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第であります。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第5号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、国民健康保険税の賦課方式について資産割及び平等割による課税を廃止し、所得割と均等割による課税のみとするとともに、その税率等を見直すものであります。また、18歳の3月末までの子供について、その均等割額を半額減免とするものであります。

審査に当たり、委員からは、市の賦課方式を4方式から2方式に変える大転換に当たり、応能応益6対4に決定した経緯、賦課方式の変更により影響を受ける世帯、今回の変更点、県からの総額が変わったことによって金額が変わった状況、県からの交付金、12月議会で決定した自治体と市の国保保険料の比較について質疑がなされ、市執行部からは、応能応益6対4に決定した経緯については、牛久市国民健康保険運営協議会の中で、経済的に弱者と言われる世帯が優先されるべきとの意見があり、所得割の割合を大きくすることで低所得者の保険料が下がり、高額所得者から保険料を頂くことで調整が取れるので、全ての医療分、後期分、介護分を含めた割合を6対4とした案を事務局で作成した。最終的に、200万円以下の低額所得者の中で、9,000円以上増額になる世帯がない案が決定されたものである。所得別で影響を受ける世帯は、増額となる世帯の約60%は1人世帯、減額となる世帯の約57.8%は1人世帯であり、世帯の数だけで増額減額に分かれるわけではない。

法定制限18歳とした市の変更点については、国の補助対象は未就学児となっているが、市では18歳まで半額としたシミュレーションで出したものが、一番増額世帯が抑えられる結果が出たからである。

県の交付金については、来年度から茨城県は、2方式化を導入した市町村に対して、総額5億円をそれぞれの市町村20歳以下の人数で案分したものを、補助金として交付することになっている。その方式にすれば、市も頂けることになっている。県内自治体の状況については、12月議会で2方式化を決定したのは10自治体あり、この10自治体の所得割と均等割の平均は、所得割11.16%、均等割5万4,010円となっている。市の案は、所得割9.42%、均等割4万1,800円であり、県内自治体の平均と比べて低いものとなっており、個別に見ても全てにおいて市のほうが下回っているとの答弁がありました。

次に、国保税の比較、国保税が負担となる世帯の比率、件数、国保税の最高限度額の見込みについて質疑がなされ、市執行部からは当初予算で比較した国保税については、令和3年度15億5,324万4,000円、令和4年度14億428万2,000円、1億4,896万2,000円の減となり、シミュレーションで求めた国保税が増となる世帯の総数は2,100世帯。減額及び増減なしの世帯は、9,846世帯となっている。また、現在国保税の最高限度額は、99万円となっている。閣議決定では、最高限度額の上限は102万円に引き上げられることになっており、来年度6月議会に限度額102万円の引上げとなる議案を提出する予定であるとの答弁がありました。

意見書案第1号は、保健所の増設と機能強化を求める意見書の提出についてであります。本件は、新型コロナウイルス感染症拡大の第6波が猛威を振るっている現在、県民の命、健康を守るため、地域保健対策の専門的、技術的、広域的拠点である保健所が、感染症拡大防止対策の要として力を発揮できるよう保健、医療体制の拡充を求めるものであります。

審査に当たり、委員からは、保健所の負担が多くなっており、特に竜ヶ崎保健所管轄区域は1町1村増え、負担が増加している。全国的に保健所が減っている中、茨城に保健所の増設は難しいと思うが、そこを変えていかなければいけないと考えている。アフターコロナを考えてみても、こうした取組は続けていくよう議会として意見書を提出することは、大変よいことと考えているとの意見がありました。

意見書案第2号は、「介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出について」であります。本件は、政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時的報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定を求めて、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、特段の配慮を求めるものであります。

審査に当たり、委員からは、介護職員の処遇改善に関することで、記3項目に加え、「介護保険料、利用料への値上げに結びつかないような措置を講ずること」という1項目を加えられたらいいのではないかという意見がありました。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第5号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第1号、意見書案第2号は全会一致により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、甲斐保健福祉常任委員長の報告は終わりました。

次に、池辺環境建設常任委員長。

令和4年3月25日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会
委員長 池 辺 己実夫

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
請願第1号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書	不 採 択

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和4年3月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月15日に委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

請願第1号は、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願についてであります。本件は、政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引上げと全ての労働者の賃金の大幅引上げが欠かせないこと等により、全国一律最低賃金制度の確立や、最低賃金の引上げの実施等に関わる意見書を国等に提出するよう求めるものであります。

審査に当たり、委員からは、本請願は労働者側だけでなく、経営者側にも配慮されている内

容であることから採択するのが妥当であるとの意見がありました。

また、委員からは、茨城県の最低賃金が現在879円であり、非正規労働者が多くなっている中で生活が苦しい状況であるとの調査結果も出ていることから、採択すべきであるとの意見がありました。

さらに、委員からは、全国一律の最低賃金制度や中小企業への支援策については賛同するが、請願項目の1つである最低賃金を今すぐ1,000円に引き上げ、1,500円を目指すということについては拙速過ぎると感じる。金額の根拠等について、総合的な検証をしてから金額を提示すべきであることから、本請願に賛同しかねるとの意見もありました。

また、委員からは、この時給1,000円を当面引上げの目標とすることについては、それほど急激なものとは思えないから、本請願に賛同するとの意見がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、請願第1号は可否同数により委員長裁決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、池辺環境建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、黒木予算常任委員長。

令和4年3月25日

牛久市議会議長 殿

予算常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第7号	令和3年度牛久市一般会計補正予算（第10号）	原案可決

議案第8号	令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第9号	令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第10号	令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第11号	令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第12号	令和4年度牛久市一般会計予算	原案可決
議案第13号	令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第14号	令和4年度牛久市青果市場事業特別会計予算	原案可決
議案第15号	令和4年度牛久市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第16号	令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第17号	令和4年度牛久市下水道事業会計予算	原案可決

〔予算常任委員長黒木のぶ子議員登壇〕

○黒木のぶ子 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和4年3月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は

議案第7号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第10号）

議案第8号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第9号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第10号 令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和4年度牛久市一般会計予算

議案第13号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第14号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第15号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第16号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第17号 令和4年度牛久市下水道事業会計予算

以上、11件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月16日、17日、22日、23日の4日間にわたり委員会を開催し、ひたち野リフレ、牛久市立おくの義務教育学校南校舎の2か所の現地視察を行うとともに、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

議案第7号ないし議案第11号の5件は、令和3年度各会計の補正予算であります。

初めに、総務部所管について、委員からは、個人市民税と固定資産税の税収が伸びた具体的な要因や背景について質疑がなされ、市執行部からは、令和3年度の個人市民税の税収を見込むに当たり、リーマンショックの時期と同程度、またはそれ以上の個人所得の減収が見込まれるとする税に関する情報誌を参考に算定したが、実際に影響が出始めたのが年の後半であったこと、課税対象者の8割以上が影響の少ない給与所得者であったこと、さらに株式の譲渡所得に関する税について1件で高額な譲渡所得があったことなどから、約3億7,000万円の増額補正となった。

固定資産税については、大規模な太陽光発電施設が昨年中に建設され、当初は課税標準の特例により税収がないものと見込んでいたが、特例に該当しない資産が設備投資されていたことが申告書により判明したことによる増収、その他にも企業の設備投資が見込みよりも多かったものもあり、合わせて約6,000万円の増額補正となったとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について、委員からは、小学校施設及び中学校施設の改修における工事請負費の減額補正について、校内ネットワークの不備や備品の破損、体育館の設備の未更新など不足しているところに流用することができないのかと質問がなされ、市執行部からは、当初予算の計上にあたっては、目的を持って要求を行っている。当該工事請負費については、建築基準法による建物の定期点検及び防火設備の点検において指摘された箇所の工事を目的としており、壊れたエアコンの部分的な改修やトイレの改修など、緊急性があるものには対応しているが、目的を終えてからでないと流用は難しいとの答弁がありました。

また、委員からは、小学校及び中学校の空調施設の更新工事における今後のスケジュールについて質疑がなされ、市執行部からは、古いところから行っている。管理諸室は終わり、今後普通教室の更新に入ってくる。ひたち野うしく中学校を除く、最後に建設されたひたち野うしく小学校を令和7年くらいまでに更新する予定であり、令和4年から令和7年で割り振っている。今回補正した分については、小学校4校、中学校4校分であるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について、委員からは、会計年度任用職員の保育士を予定人数まで採用できなかったことについて、採用予定人数、保育士の不足人数、国基準を満たす保育士を配置できたのか。もし保育士の確保ができないときどういった対策をとったのか質疑がなされ、市執行部からは、保育士の任用について、7.5時間勤務の保育士の採用予定は44人、現在33人である。また、早番、遅番の短時間保育士については、採用予定は34人、現在24人である。現在受入れしている園児に対する配置基準は国基準を充足しているが、定員人数より少ない人数で保育を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、予定どおり採用できなかった点、待遇面について質疑がなされ、市執

行部からは、公立保育園の会計年度任用職員保育士の募集については、年間を通して広報紙、ホームページ、ハローワーク等で募集しているが、申込みがない状況である。待遇については、市の会計年度職員として募集しているとの答弁がありました。

また、委員からは、障害児給付費増額の要因について質疑がなされ、市執行部からは、給付費増額の要因は、児童発達支援サービスが当初の見込みよりも伸びてきており、令和2年度児童発達支援サービス利用者の月平均123人、令和3年12月までが140人、昨年度と比較して17人増となっている。令和2年度利用日数の月平均506日、令和3年12月までが618日、昨年と比較して112日増となり、これらが要因となっているとの答弁がありました。

次に、建設部所管について委員からは、通学路の安全確保のための市道の改良舗装について、予算の減額による工事への影響について質疑がなされ、市執行部からは、国からの補助金が少なかったため予算を減額するものであるが、予定していた工事箇所を金額に合わせて少なくして発注する等により対応している。今後も、予定箇所については補助金の要望を行い、進めていきたいとの答弁がありました。

議案第12号ないし議案第17号の6件は、令和4年度各会計予算であります。

初めに、市長公室所管の歳入歳出について委員からは、ふるさと納税の収支について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度における他市町村から牛久市へのふるさと納税の寄附金額は6,308万円で、寄附に対する返礼品等の経費が2,918万円であり、それに対して牛久市民が他市町村へふるさと納税を行ったことにより減収となる市民税額は1億6,007万円である。収支として、マイナス1億2,617万円となるとの答弁がありました。

次に、経営企画部所管について委員からは、牛久シャトー株式会社への5,000万円の経営安定化補助金の算定根拠について質疑がなされ、市執行部からは、予算編成の都合により、昨年11月26日時点における収支見込みに基づいて予算措置を行ったものであるが、牛久シャトー株式会社では令和4年度の収支見込みについて再度積算を行い、補助金申請に向けて金額等の調整を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、総務部所管について委員からは、ひたち野リフレビルの整備工事に関する予算額が割高ではないかの質疑がなされ、市執行部からは、ビルの内部に鉄骨を立ててスペースを設けること、リフレビルの開館時間は9時から21時までとなるが、2階での証明書発行業務は17時15分までであるため、壁などで間仕切りをする必要があるとともにセキュリティもかける必要があること、OAフロアを敷いたり、必要な照度を保てる照明機器を設置するなどの結果による施設整備工事費となっているとの答弁がありました。

次に、市民部所管について委員からは、幼児2人同乗用自転車の購入を助成する事業の内容について質疑がなされ、市執行部からは、平成21年7月の道路交通法改正により6歳以下の

幼児2人を乗せるための安全基準を満たした自転車に限り、保護者が2人の幼児を自転車に乗せることができるようになったことに伴い、平成21年度から実施している事業であり、市内の自転車販売店において購入した安全基準を満たしている自転車で防犯登録を受けていることなどを条件に、購入費の2分の1ないし上限を4万円として助成金を交付する内容となっているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、二十歳のつどいについて、成人式から名称を変更した理由について質疑がなされ、市執行部からは、4月1日の成人年齢の引下げに伴い、式典の参加者について18歳と20歳のどちらにするか協議した結果、18歳という年齢は、受験や就職活動など進路の選択に関わる大事な時期と重なり式典への参加が難しいこと、市民へのアンケートの結果でも20歳で式典を行うことが支持されたことなどの理由から、牛久市では引き続き20歳で式典を開催することに決定し、アンケートの結果と実行委員会の意見により、名称の変更を行った。これまでは、式典に参加することで成人になったことの意義づけを行っていた。意義づけのため、今回18歳、19歳の方には、成人になったという市長のお祝いメッセージや啓発のためのパンフレットを郵送予定であるとの答弁がありました。

また、委員からは、スポーツパークの内容について質疑がなされ、市執行部からは、今まで単発で行っていたプロ野球イースタンリーグ公式戦の開催日に、同日開催する予定であること。北海道日本ハムファイターズや筑波大学の先生と一緒に「北海道・茨城県プロジェクト」を進めており、フライングディスクやサッカー、ダンスなど様々なスポーツを子供たちに楽しんでもらおうという内容のイベントであるとの答弁がありました。

また、委員からは、部活動指導員の資格条件や募集方法について質疑がなされ、市執行部からは、「牛久市部活動指導員に関する規則」の要件の1つ目に、教員免許状を要する者、過去に教員免許状を有し、かつ中学校での勤務経験のある者、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の競技別指導者資格を有する者、学校教育または社会教育において児童生徒を対象とした指導経験を有する者の4つがあること。現在、バスケットボールにおいては、JBAの資格保有者がいる。募集方法について、現在学校では部活動サポーターによる支援があるが、今後、部活動サポーターに対し部活動支援員をやってもらえないか進めているところであるとの答弁がありました。

これに対し、要件に該当する者はどのくらいいるのかと質疑がなされ、市執行部からは、教育免許などの有資格者だけではなく、指導経験があれば要件に該当するので、比較的对象者はいるのではないかと答弁がありました。

さらに、委員からは、小学生の通学用ヘルメットについて質疑がなされ、市執行部からは、令和4年度の予算は1年生と、3年経過したSGマークが切れた4年生の2学年分であること。

着用については、安全面から被るように指導はしているが、熱中症、目や頸椎の疾患など事情のある児童には強制しないことについて、毎年説明を行っていること。SGマークが切れたヘルメットについては、新しいものを配布し、回収は行っていないとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、バリアフリー住宅の整備費の実績、上限額について、また子供家庭総合支援拠点設置の場所、規模、職員の配置や計画について質疑がなされ、市執行部からは、重度障害児の自宅において階段や廊下、浴室、トイレ、洗面所等の使用を容易にするための改修費の一部を助成する費用である。令和2年度実績は1件、玄関の改修、車椅子に対応するために通路幅の拡張、片開きドアから引き戸への改修である。令和3年度は、2件、いずれも浴室改修である。補助対象経費の限度額は55万円を上限とし、その4分の3に相当する41万3,000円が助成額の限度額である。また、子供家庭総合支援拠点は、妊婦さんから18歳の子供やその保護者などの相談に応じる場所で、この拠点にはプライバシーが守れる常設の相談室やキッズスペース等を予定しており、大人も子供も安心して相談に来ることができる場所になることを目標にしている。予算は、拠点の施設改修工事、備品の計上であり、国庫補助10分の9を充当する。場所は、幾つかの候補地があり、庁内調整中である。職員の配置については、現在の子ども家庭課の体制と考えているが、保健師が相談業務に専念できる体制が理想と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、小児救急輪番制による休日や夜間の救急診療医療機関の確保事業で、小児科医の人数、今後の動向、増員に対する市の対応策について質疑がなされ、市執行部からは、全国的に小児科の医師が不足しており、平成16年7月から稲敷地域各市町村が輪番制をとって休日、夜間の運営をしている。現在、牛久市で小児科を標榜しているのは、牛久愛和総合病院、つくばセントラル病院を含めて11か所である。今後の増員については、小児医療の充実、輪番制や夜間診療での受入れをしている病院の案内をしていく予定であるとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久市国民健康保険事業特別会計予算の基金積立金5,033万1,000円を、なぜ当初予算で計上しているのか質疑がなされ、市執行部からは、これまで一般会計からの法定繰入れで当初予算を編成し、余剰金が発生した場合は繰出金として予算計上していた。今後、国保税の2方式化に伴う税制改正により、国保の税率を考えた上で、国民健康保険特別会計の中の余剰金を基金に積み立て、後年度に活用することが重要であるため、当初予算で基金積立金として計上したものであるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、牛久市介護保険事業特別会計予算で、介護予防の普及啓発を行う事業及び生きがい活動を促進する事業の内容について質疑がなされ、市執行部からは、介護予防の普及啓発を行う事業の内容は令和3年度同様でかっぱつ脳トレ教室、認知症予防教室、歯あと

ふるライフ教室等やパンフレット等の配布である。生きがい活動を促進する事業の内容は、令和3年度同様で太極拳教室、フォークダンス教室、初心者向け男性の料理教室、盛人の集いであるとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算で、10月から世帯収入、年金収入200万円以上の方が窓口負担2割となるが、対象者数、制度変更の周知方法について質疑がなされ、市執行部からは、市で2割負担となる方は、約4,000人程度見込んでいる。周知方法については、事前にホームページ等で周知している。また、国から通知があり、8月に保険証が毎年切り替わるが、全員分2カ月間有効期限の保険証を発行し、また一度10月に全員分保険証を出し直して発行するとの答弁がありました。

次に、環境経済部所管について委員からは、BDFの販路拡大について質疑がなされ、市執行部からは、現在BDF燃料を使用している自動車等については、できる限り使用していく考えであるが、自動車燃料としての利用が難しい状況になっているので、工場機械等への利用について活用の可能性を見出していきたいとの答弁がありました。

次に、建設部所管について委員からは、市民や来訪者に分かりやすいサインを計画的に設置する事業におけるデザイン制作の委託料及び工事請負費の具体的内容について質疑がなされ、市執行部からは、デザイン制作については牛久駅西口の歩道橋の上に設置されている案内看板について、歩道橋の工事に伴う移設に合わせて看板の内容を更新するものであり、工事請負費については、市内に設置されている町界町名地番整理を実施した際に設置した案内看板について、4か所の看板を老朽化に伴い撤去するものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、下水道事業会計において雨水管渠費の予算が前年度より大きく減額されている理由について質疑がなされ、市執行部からは、これまで進めてきた雨水幹線整備が一部完了することによる減額が要因として挙げられる。しかし、雨水整備が完了したわけではなく、令和4年度予算には雨水管理総合計画策定業務委託や、令和5年度以降に雨水管渠整備を進めるための実施設計等や、汚水管の移設工事等の費用を計上しているとの答弁がありました。

討論において、議案第12号に対しては、リフレを維持管理する事業について、今後新規事業の予算化に際して、議会への事前の十分な説明に努めること、勤務場所が本庁舎等からリフレビルに変更となる職員について、職場環境の変化による様々な支障が生じないように配慮すること等を求める趣旨の附帯決議案が委員より提出されました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第7号、議案第8号、議案第10号、議案第13号及び議案第16号は賛成多数により、議案第9号、議案第11号、議案第14号、議案第15号及び議案第17号は全会一致により、議案第12号は可否同数により委員長裁決の結果、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議については、賛成対数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、黒木予算常任委員会委員長の報告は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時06分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員長より、発言を求められておりますので、これを許します。黒木予算常任委員長。

○黒木のぶ子 予算常任委員長 先ほどの予算常任委員会の報告の際、読み間違えましたので、それを訂正したいと思います。最後のところ、賛成多数により可決すべきものと決定いたしましたというところを、対数というふうに読んでしまったことについて、これを修正していただきたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 次に、甲斐保健福祉常任委員長。

○甲斐徳之助 保健福祉常任委員長 私も、保健福祉常任委員会委員長審査報告の中で、国民健康保険料のところを、牛久市で採用されている保険税に訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で、訂正の発言を終わります。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。なお、質疑は、一括質疑でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

この際、議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算については、山本伸子議員外2名から修正案の動議が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。10番山本伸子議員。

〔10番山本伸子議員登壇〕

○10番 山本伸子 議員 議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算に対する修正動議です。

牛久シャトーを利活用する事業のうち、経営安定化補助金5,000万円の減額修正を求めるものである。昨年12月議会に2,000万円の同補助金が計上され、その際の附帯決議で、牛久シャトー株式会社に関する情報は市議会に丁寧に開示するよう努めることとされている。しかしながら、今予算常任委員会に提出された2,000万円の経営安定化補助金申請書に添付された令和3年度事業収支見込みや、売上高実績の財務状況の詳細が分かる資料は、ほとんどが黒塗りであった。これでは、今回の5,000万円の補助金においても、丁寧な資料が提出されるとは到底考えられず、議会としての慎重かつ適切な審査ができるものではない。附帯決議が守られない現状では、令和4年度の牛久シャトー株式会社への経営安定化補助金の支出は認められないと考え、令和4年度一般会計予算案に対する修正案を提出する。

以上です。

○杉森弘之 議長 以上で、10番山本伸子議員の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第12号に対する修正動議について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、議案第12号に対する修正動議についての質疑を終結いたします。

これより提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 まず、ただいま動議出されました予算修正案についての賛成討論を行います。

令和4年一般会計予算案に含まれる牛久シャトー株式会社への5,000万円の補助金の理由が不明確であり、減額すべきと考え、修正案に賛成するものです。昨年12月の議会で補正予算が生まれ、牛久シャトー一株に2,000万円の補助金が決まりました。しかしその後、議会に対して、牛久シャトー株式会社の経営状況についての説明がありません。

そして、今議会で、予算常任委員会での審議のために求め、執行部から提出された牛久シャトー株式会社に関する資料の中で、3月末での収支予測表、大切な部分がべったりと黒塗りとされており。詳細が全く不明。その資料の中でも、4、収支を見ますと、単年度で経常利益4,700万円。5,000万円出すとこれがすっかり赤字補填に回ってくるということは、詳しい状況が分からないまでも、一目瞭然です。そして、これにはこの金額、収支、経常利益や経常収支については、市からの不動産の賃借料、これが含まれていません。そしてこの賃借料約5,500万合わせると1億円を超える赤字です。これをどうするのか。黒字化、健全化と言いながら、5,000万円では、単なる赤字補填に使われるだけに終わる。

例えば、昨年の2,000万円。さっき言いました収支予測の表の中で、どこにあるのかな

と見てみますと、雑収が約2,000万円をちょっと超えるところ、ここに使われているんだということが読み取れます。それも、ですから、営業収支は6,800万円も赤字なんです。そして、昨年12月補正で決めた2,000万円が投入されて、4,700万円という赤字。この赤字体質からどう脱却するかという経営計画が、添付された資料の中で読みましても全くありません。これまで、設立時の事業計画書、それをほとんど丸写しといたしますか、そういった計画しか出されていない。こういう状況の下で5,000万円の支出。これは前も言いましたけれども、どぶに金を捨てるようなものだ。市民の税金をそういうふうに使っていいのか、そういう思いがますます強くなっております。

もう既に、企業としては死に体となっております。多少のカンフル剤的な補助金を投入してもよみがえるとは到底思いません。そして、補助金の支給の理由が明確でない。5,000万円の金額の根拠を聞いても答えられない、説明してくれない。こういう下で、議会として責任ある判断をするということではできません。

よって、牛久シャトー株式会社への5,000万円の補助金を、当初予算から減額する修正案に賛成します。議員各位の御賛同をお願いして、賛成討論とします。

そして続きまして、請願第1号最低賃金の大幅引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の請願書への賛成討論を行います。

現在、茨城県の最低賃金は、請願書にもありますとおり時給879円、これ1日8時間、月に22日働いたとして、1日で7,032円。月で15万4,704円。年収では185万6,000円ちょっとです。税金や健康保険料などを引いた手取りは、人の、1人で住んでいるかどうかその状況、条件によって多少前後しますが、アバウト13万円程度にしかならない。これで、家賃、牛久の家賃、小さなアパートでも4万円前後します。それから食費、教育費、医療費など、生きるために最低の経費を賄うことができるでしょうか。

全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。これは憲法第25条の条文です。今の最低賃金の制度で、この条文に抵触していないと言えるでしょうか。

国際比較で見ますと平均賃金、これは購買力平均で出したデータですが、OECDが発表したデータを基に見ますと、OECDの35か国中日本は22位です。これは2020年の資料ですよ。5年前から韓国にも追い越されています。これは、最低賃金の低さに大きな要因があります。最低時給は、時給で見た場合国際比較してみますと、1位はオーストラリアで、12.9アメリカドル。それに対して日本は14位で8.2アメリカドル。この差の大きさはびっくりしましたけれども、ここ、最賃でも、韓国の10位8.9ドル、これに負けています。そしてこの20年間、賃金はほとんど上がっていません。0.4%というデータもありますけれど

も。

そして賃金が上がらず、格差が広がっていく。資本金10億円以上の大企業の内部留保が、2012年から2020年までに130兆円も増えて、466兆円まで積み上がっています。一方で、相対的貧困率は1988年には13.2%だったのが、20年後の2018年には15.4%と大きくなっています。こうした格差の拡大、貧困の増加が日本経済を低迷させています。家計消費はGDPの53%を占めていますが、格差拡大と貧困化が進み、家計を冷え込ませている。このことが、経済成長の足を引っ張っている大きな原因です。

請願書にあるとおり、税制や補助金による中小企業への支援を行い、最低賃金を全国一律1,000円に、そして、国際水準並みの1,500円にしていくことが、経済成長にとっても大きなインパクトを与えます。この請願の採択に賛成し、議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げます、賛成討論といたします

○杉森弘之 議長 ただいま13番北島 登議員の発言は、修正案に対する賛成でございますので、原案に対する、一応整理としては、反対の意見という形で整理をさせていただきます。

それから、2つ目の発言については、原案に対する賛成ですので、反対と賛成の意見という形で行います。これから修正案に対する発言についてはそのような形で整理をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは改めて、原案賛成の方の発言を許します。16番黒木のぶ子議員。

[16番黒木のぶ子議員登壇]

○16番 黒木のぶ子 議員 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願への賛成討論をしたいと思います。

請願にありますように、非正規労働者を増やし、結婚もできないような賃金となり、そしてまた貧困を現在のようにつくり出され、経済格差が顕在化された社会となった要因につきましては、議員の皆様が御存じのとおり、労働者派遣法なのです。本来、派遣労働は、臨時的、一時的が原則であり、また、正社員と派遣社員は均等待遇が原則で、EU、イギリス、ドイツ、フランス、ベルギーなどが均等待遇となっております。日本ではといいますと、均等待遇への配慮だけのポーズだけで義務化されていないため、企業にとりまして正社員より使い勝手のよい派遣社員の選択となるわけです。そうした中で物価高が原油高から始まり、為替レートの円安から、そうした中で食料自給率の低い日本では、茨城県の、ここに書かれておりますように最低時間給879円では月14万円にしかならず、賃金が低過ぎて生活ができませんということに、本当になっていくのではないかと思います。

だから、経済的困窮と社会的孤立が同時、並行的に深刻化しているのが今の社会現象とも言われ、今年3月、毎日新聞によりますと自殺者が2万1,007人と11年ぶりに増加したと

のことであります。車の事故死が約3,000人ぐらいからすると、いかに自殺者が多いかということになります。コロナ禍なのでもっと増加しているかとは考えられますが、総務省が2018年に調査した際、非正規雇用が10年前と比べ350万人増加し、約2,120万人とのことでした。全体の働き手に占める割合は約38%となっております。

ですから、中小企業の支援、そして、非正規で働く労働者への大幅な賃金の引上げが必要ではないかと思えます。時給1,500円といたしましても、年収は約290万円にしかありません。私たち議員は、働く人を守り、個人を守り、誰もが尊厳を持って生きられる社会をつくるのが議員の本旨ではないでしょうか。議員の皆様の良識ある御判断に期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 討論に入る前に、保健福祉常任委員会では、議案第5号、国民健康保険税条例の一部改正に賛成をいたしました。精査した結果、議案第13号の国民健康保険事業特別会計予算と連動し、住民負担増につながることから、議案第5号に反対をするものです。さらに、予算常任委員会で、議案第7号、令和3年度牛久市一般会計補正予算、議案第8号、令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第10号、令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算で反対をしましたが、精査をした結果、賛成するものでございます。

それでは、議案第5号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第13号、令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、議案第16号、令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算の反対討論を行います。

議案第5号、牛久市国民健康保険税条例の一部改正では、賦課方式を平等割と資産割をなくし、均等割と所得割の2方式に統一するとともに、税率を見直し、市独自に18歳までの均等割割額を半額にする改正でございます。国は、平成30年、2018年から、都道府県化を行うに当たって一定の財政措置を講じましたが、その金額の3分の1近くに保険者努力支援制度という仕組みを盛り込み、特定健診の受診率、ジェネリック医薬品の使用率や、保険料の収納率、さらに一般会計からの繰入れも指標にして競わせております。この制度改正の最大の狙いが、法定外繰入れの解消であります。今回、国は子供均等割の軽減を未就学児対象といたしました。県は2方式に統一する自治体に対しまして、20歳未満の国保加入者数に応じて、特別交付金、県全体では5億円、1人当たりで約7,000円を市町村に配分。牛久市には約1,200万円配分されます。市では、子供の均等割を市独自も含めまして18歳まで半額軽減となります。

しかし、他の社会保険等に比べて、保険税の負担が重いのが国民健康保険であります。子育て世代の支援や少子化対策からも、全額免除に向けまして、国や県に財政支援を求めるべきではないでしょうか。

質疑の中で、保険税増額となる世帯数は約18%、2,100世帯、増減なし減額となる世帯が約82%、9,846世帯と明らかになりました。しかし、2方式にしたとしても、医療給付費、後期高齢者支援分、これを合わせまして均等割は現行の1万9,000円から3万3000円。1万1,300円の増。率にしますと59.5%の増です。所得割は7.2から7.0の0.2%減です。介護納付金につきましては、均等割が1万2,000円から1万1,500円。500円の減、率にしますとマイナス4.3%、しかし、所得割は0.87から2.42と、1.55%の増でございます。負担増になる世帯は40歳以上、介護納付金がかかる世帯や、多子人数世帯など。減額世帯は、資産割の廃止によりまして固定資産税分を納付していた世帯などで、所得や世帯人数、年齢など、条件によって保険税が変わってまいります。被保険者、そして負担増となる世帯があり、値上げの条例改正に反対をいたします。

議案第13号、令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算は、議案第5号と連動するもので、国民健康保険税の負担増が含まれており、反対です。

議案第16号、令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算には、単身者も含めて収入が200万円以上、世帯では320万円以上の窓口負担が、10月から2割になります。市では、約4,000人が対象です。今までの1割負担が2倍になります。多くの国民が、コロナ禍により困窮に苦しむ中で、国民の負担をさらに増やす2割負担増は、受診控えや健康悪化、重度化にもつながり、高齢者の命と暮らしを危うくするものでございます。

10月からは、汎用措置として月額3,000円までを上限の措置が行われますが、外来の3年間、令和6年までであります。入院には何ら措置が取られておりません。その後は、高齢者の暮らしを直撃する窓口2割負担が押し寄せてまいります。もともと75歳以上の高齢者だけの医療保険制度、国や県、現役世代の支援がなければ運営は厳しいことは、当初から想像できたことで、団塊世代が75歳を迎えます令和4年から令和6年までは、被保険者数は伸びていきますが、2割負担増は国の負担を減らすだけで、減らした分は被保険者に負わせるやり方は、保険制度として逆行するもので、一時的な配慮措置では到底収まりません。さらに、地方税法改正で、賦課限度額が64万円から2万円の値上げ、66万円になります。社会保障など国の負担を減らし、税負担を国民に強いるものであります。負担増が招く令和4年度後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。委員各位の御賛同をお願いいたし、反対討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。6番池辺己実夫議員。

〔6番池辺己実夫議員登壇〕

○6番 池辺己実夫 議員 議案第12号、令和4年度牛久市一般会計補正予算に対する賛成討論を行います。失礼しました。すみません。もとい。

議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算に対する賛成討論を行います。

令和4年度牛久市一般会計予算は、昨年度の当初予算から2億6,948万円少ない2億7,147万3,000円が計上されました。この新年度の計上予算で、私が気になったのは、款2総務費の事務事業リフレを維持管理する8,990万6,000円であります。この予算は、昨年のリフレビルの維持管理費用に加え、現在リフレビルとして使用されている2階部分を市役所の支所として改修する費用と、5階を教育委員会の執務フロアに改善するための実施設計及び改修工事費が計上されたものです。ひたち野うしく地区は、平成10年3月に、JRひたち野うしく駅等開業と同時に、まち開きが行われ、以来平成23年4月のひたち野うしく小学校開校を皮切りに、市立第一幼稚園、ひたち野うしく中学校が開校し、それに合わせるかのように、市内外から、県外からも多くの人に移り住み、常磐線沿線の自治体で唯一人口が増え続ける市として名をはせ、四半世紀にわたり発展を遂げてきました。しかしながら、このひたち野うしく地区には、学校以外に公共施設がなく、住民からは市役所の支所や図書館などの設置が以前から強く要望されており、新年度予算案に支所設置のための費用が盛り込まれたことで、市民の長年にわたる要望が実現することになり、ひたち野地区の人たちも大変喜ばしいと言っています。

また、教育委員会の執務室の設置につきましては、教育委員会はそもそも根本市長の部局とは、私は別組織であると考え、さらに現状では、第3分庁舎に教育長と、今日いらっしゃいませんけれども、教育部長、そして学校教育課、教育企画課、指導課があり、中央生涯学習センターに生涯学習課、文化芸術課があり、牛久運動公園にスポーツ推進課、そのほかに中央図書館、奥野生涯学習センター、三日月橋生涯学習センターと分散されていることは、もうここにいる誰でも知っているとおります。様々な施設を所管する課が多いため、仕方ないとは考えますが、組織の運営に当たってはいろいろな部分で支障となることも多いと聞いています。

今回新たな執務場所の設置によって、施設管理部門を除き一部の場所に全ての課を集約することができる。これは、牛久の教育の在り方をよりスムーズにできて、牛久の教育がより高められるものと、私は考えます。

ところで、話は変わってしまいますが、昨年12月7日に、牛久市議会は根本市長に対して、エスカード牛久ビルの公共施設整備の在り方の検討結果について、提言書を含む中間報告として提出させていただきました。以前、私の一般質問でも取り上げたとおりで、本庁舎における来庁市民のプライバシー保護や、業務に従事する職員の執務環境の向上という目的を達成しつつ、

エスカード牛久ビル内に相談ができたり、申請手続きができる。それも可能な限りそこで完結を目指せるような町なか市役所を開設し、併せて多くの世代の交流の場を、憩いの場を創出できるような町なかりビングを設置することで、エスカードビル活用を図っていきましょうという提言であります。

商業施設の誘致も大事なことは考えますが、今まで民間企業を結構入っては撤退したりということも何度も、正直見てきていると思います。来年度予算に計上されたリフレビルへの支所設置や、教育委員会移転とともに、エスカードビルの活用については、将来にわたり牛久市民が安心して利用できる施設として整備していただきますよう、執行部の方におかれましては、ぜひとも牛久市議会が求めた提言の十分な検討をお願いしまして、議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算の賛成討論とさせていただきます。議員各位の賛同を心からお願いします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。2番利根川英雄議員。

〔2番利根川英雄議員登壇〕

○2番 利根川英雄 議員 議案第12号、令和4年度一般会計予算についての反対討論であります。

議論に入る前に一言、述べたいと思います。それは、議案質疑等で行いましたが、リフレビルの改修についてであります。ひたち野のまちづくりの問題で、市長は、5年、10年先のことは考えられない。今のこのときしか考えていないという答弁を行いました。しかし、地方自治体の仕事は、全ての人の幸せをつくり出していくものであって、計画的に10年、20年先のまちづくりをしていくものと認識しております。

教育委員会をリフレビルへ移転することが、将来の牛久市やひたち野地域のまちづくりを想定しているとは到底思えません。再考をするべきだと考えております。

それでは、一般会計予算について、一般会計予算に対する反対討論であります。

牛久シャトーを利活用する補助金、経営安定化補助金について、これまでの答弁では次年度の経営状況を見て、今後の方針を検討するという事も述べられておりました。また、牛久シャトー株式会社の社長は、黒字にできるのは自分しかない、自信を持って語っております。これらの意見や、これまでの議会答弁を見ている限り、次年度は経営が安定化するのではないかと思われますが、しかし疑問が数多く残るところであります。ならば、なぜ当初予算から5,000万円の補助金を出すのか理解できません。次年度以降の計画は提出をされておりますが、コロナ感染症もいまだ収束すら見えていない中での経営安定化は、疑問が残るところであります。国は、5月以降4回目のワクチン接種の自治体への準備を了承し、そのように通達を出すと言われております。国としては、現時点ではコロナウイルスの感染症、終息すると見えていないというのが現状ではないでしょうか。

そのような中で今年度の経営状況も、資料は黒塗り、黒塗りで明らかにされておりません。今年度2,000万円。次年度5,000万円の補助金支出、賃料は3年で約1億5,000万円。出資金も約1億円が使い果たしてしまっただけであります。新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、現時点では赤字の垂れ流しと言わざるを得ません。当初予算での補助金支出は、赤字を想定したものと判断しております。年度途中、もし赤字ならば、年度途中の補正予算でもよいのではないかとというふうに判断をするものであります。同僚議員の討論の中でも、このようなことが明らかになっております。何もかも不明確な補助金支出はすべきではないと考えます。よって、議案第12号、令和4年度予算案に、反対をするものであります。委員各位の御賛同を心から訴えまして、反対討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番長田麻美議員。

[9番長田麻美議員登壇]

○9番 長田麻美 議員 議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算に、賛成の立場から討論をいたします。

令和3年第4回定例会において牛久市議会は、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議を賛成多数で可決しています。この決議の内容は、牛久シャトー株式会社への経営安定化補助金を令和3年度に2,000万円、令和4年度に5,000万円、2か年限定にし、令和4年度終了時点で同社の黒字化等経営安定化の見込みが立たない場合は、経営陣の刷新を含めた経営安定化に向けた事業計画の策定のための強力な行政指導を行うことなど4点にわたるものでした。このような決議を行った牛久市議会において、国の1月8日から3月21日までまん延防止重点措置を適用され、コロナ禍における事業計画が進まない中、経営難に陥っている牛久シャトー株式会社に対して、令和4年度についても経営安定化補助金を交付し業績改善の努力をしていただき、本市の観光振興の観点からも飲食事業と物販事業の継続と復活に向けて、本市が可能な限りの支援策を講じるべきと判断いたします。

また、ひたち野リフレビル整備工事につきましても、2階部分の支所的な窓口の設置は、駅前の活性化、また住民の方の利便性の向上のため、そしてもとより懸念されておりました本庁舎窓口の密防止の観点からも必要であると考えます。

次に、議案第21号、牛久市職員の給与に関する条例及び牛久市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

本議案につきましては、人事院勧告に伴う期末手当の引下げ及び既に去年12月に支給された期末手当の一部を、特例措置により本年6月に支給される期末手当から、調整額として減額するというごさい。現在、少子超高齢化社会を迎え、財政状況はさらに厳しい状況が続いている中、徹底した財政改革が求められています。さらに、オミクロン株が猛威を振る

っているコロナ禍において様々な制約を受け、生活が困難な市民も少なくなく、またその対応のために各種補助金、交付金を赤字国債で財源を捻出している現状を踏まえ、今後も様々な行政課題を解消し、市民生活を向上するためにも、当市においても特別職、職員がともに身を律していく必要があると考えます。限られた財源の中で市民の信頼に応えていくという観点からも、期末手当の減額に対する賛成討論といたします。議員各位の御賛同を心からお願いを申し上げます。私の賛成討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番柳井哲也議員。

〔18番柳井哲也議員登壇〕

○18番 柳井哲也 議員 議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算の中における牛久シャトーへの経営安定化補助金5,000万円につきまして、いろいろな意見が出ているようですが、私は一番今考えていることは、牛久市のまちづくりのことであります。牛久市は、牛久シャトーを中心にまちづくりをやっていこうということで、ここ近年ずっとやってきたわけでありまして。その牛久シャトー、現在議員の中から出ております5,000万円は承認できない。そういう気持ちは、私も十分持っています。持っていますが、今それをやってしまったらどういうことになるのか。それを深く深く考えたときに、果たしてどうなるのか。これまで一つ一つ積み上げてきた牛久のまちづくり、冷静に考えていただきたいと思っております。

先ほど、同僚議員から12月議会の補正予算、あの2,000万円、令和4年には5,000万円という説明があったときに、大賛成ではありませんでしたけれども、附帯決議をつけて賛成多数で、そうしてきたわけでありまして。その厳しい判断は、牛久シャトーを中心に牛久市がまちづくりをやってきたんだという議員の皆様方の考えがあったからではないかと思っております。

私は、この予算案を承認するに当たって執行部に強く求めたいのは、やはり経営者の交代を前提に話し合いを進めていただきたい。そういう厳しい状況にあることを、十分執行部で対応の中に入れてもらいたい。今から始めてもらいたい。その上で、何とか牛久シャトーがまちづくりの中心になって牛久市が進んでいけるように、執行部も議会も、頑張っていけたらと考え、賛成討論をする次第であります。

厳しい、私も判断ではあります。非常に迷った上で、賛成討論する気持ちになった次第であります。同僚議員の皆様方の賛同を心からお願いいたします。私の賛成討論とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 これをもって、討論を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は13時10分といたします。

午後0時02分休憩

午後1時10分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第2号ないし議案第21号の17件、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件、請願第1号の1件について順次採決をいたします。

初めに、議案第2号、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第10号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算、まず本案に対する山本伸子議員外2名から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。（「議長、動議」の声あり）

16番黒木のぶ子議員。自席で結構ですので、簡潔に動議の内容を説明してください。

○16番 黒木のぶ子 議員 予算常任委員会においても、議案第12号に対する附帯決議を提出し、可決しております。牛久市議会としても意思を示すため、同様の附帯決議を提案するものでございます。

○杉森弘之 議長 ただいま15番黒木のぶ子議員から、失礼、16番黒木のぶ子議員から議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議の件について、動議が出されました。動議は、会議規則第16条の規定により、ほかに1名以上の賛成者がいなければなりません。賛成者の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで、自席にて、暫時休憩いたします。

午後1時18分休憩

午後1時21分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、16番黒木のぶ子議員外1名から、決議案第2号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり]

○杉森弘之 議長 異議あり。議運開催の意見ですね。

異議ありの発言がございましたので、ここで採決をさせていただきます。

議運を開催をして行うということに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 賛成少数ですので、直ちに議題にしたいと思います。

それでは、決議案第2号の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、決議案第2号の1件を議題といたします。



追加日程第1 決議案第2号 議案第12号 令和4年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議（案）

○杉森弘之 議長 提案者に、提案理由の説明を求めます。16番黒木のぶ子議員。

〔16番黒木のぶ子議員登壇〕

○16番 黒木のぶ子 議員 議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議（案）を朗読いたします。

議案第12号、令和4年度牛久市一般会計予算のうち、リフレを維持管理する事業については、教育委員会のひたち野リフレへの移転を含めて、市役所の出張所機能を有するリフレプラザを設置することを目的とするものであるが、本事業は市民サービスや地域住民の利便性の向上の点で合理的と考える。

しかしながら、ひたち野リフレに関わる問題は、議会に対する事前の十分な説明がなされず、昨年の12月定例議会における一般質問に対する答弁の形式で、教育委員会の同ビルへの移転等が唐突に表明されたものである。

一方、ひたち野リフレへの市役所機能の一部移転に関わる問題は、分庁舎の設置問題に端を発しているが、この問題はエスカード牛久ビルの利活用の問題と関連しており、市役所機能の一部移転先として、エスカード牛久ビルが望ましいとの中間報告が市議会の特別委員会からも提出されている。

そこで、市議会としては、リフレを維持管理する事業に関わる予算の執行に際して、下記に留意されるよう、強く求めるものである。

記

1、ひたち野リフレへの教育委員会の移転等を事例として、今後、新規事業の予算化に際しては、議会への事前の十分な説明に努めること。

2、市役所機能の移転に関わる問題については、市議会特別委員会の中間報告の内容を尊重

すること。

3、勤務場所が本庁舎等からひたち野リフレに変更となる職員については、職場環境の変化による様々な支障が生じないように、十分な配慮をすること。

以上、決議する。

○杉森弘之 議長 これより、決議案第2号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、決議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより、決議案第2号について採決いたします。

決議案第2号、議案第12号 令和4年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、決議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号、令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和4年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和4年度牛久市介護保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和4年度牛久市下水道事業会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、牛久市職員の給与に関する条例及び牛久市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号、保健所の増設と機能強化を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、意見書案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、意見書案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択と決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後1時36分休憩

午後1時37分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第21、利根川水系県南水防事務組合議会議員選挙を行います。

利根川水系県南水防事務組合議会議員選挙

○杉森弘之 議長 本件につきましては、利根川水系県南水防事務組合規約第5条及び第6条の規定により、議員1名を選挙するものであります。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○杉森弘之 議長 ただいまの出席議員は19名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○杉森弘之 議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○杉森弘之 議長 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○飯田晴男 庶務議事課長 1番鈴木議員、2番藤田議員、3番秋山議員、4番甲斐議員、5番伊藤議員、6番池辺議員、7番諸橋議員、9番長田議員、10番山本議員、11番守屋議員、12番加川議員、13番北島議員、15番須藤議員、16番黒木議員、18番柳井議員、19番石原議員、21番遠藤議員、22番利根川議員、14番杉森議員。

〔投票〕

○杉森弘之 議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○杉森弘之 議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番秋山 泉議員、10番山本伸子議員をそれぞれ指名いたしますので、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○杉森弘之 議長 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 19票

有効投票 12票

無効投票 7票

有効投票中

市川 圭一 議員 12票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、得票数上位1名の市川圭一議員が利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時50分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選した市川議員に連絡をし、当選した旨の告知を行ったところ、就任を承諾するとの意思を確認いたしましたので、御報告いたします。

次に、日程第22、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙を行います。

○

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙

○杉森弘之 議長 本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約第6条第3項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○杉森弘之 議長 ただいまの出席議員は19名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○杉森弘之 議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○杉森弘之 議長 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○飯田晴男 庶務議事課長 1 番鈴木議員、2 番藤田議員、3 番秋山議員、4 番甲斐議員、5 番伊藤議員、6 番池辺議員、7 番諸橋議員、9 番長田議員、1 0 番山本議員、1 1 番守屋議員、1 2 番加川議員、1 3 番北島議員、1 5 番須藤議員、1 6 番黒木議員、1 8 番柳井議員、1 9 番石原議員、2 1 番遠藤議員、2 2 番利根川議員、1 4 番杉森議員。

〔投票〕

○杉森弘之 議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○杉森弘之 議長 これより開票を行います。

会議規則第3 1 条第2 項の規定により、立会人に5 番伊藤裕一議員、1 2 番加川裕美議員をそれぞれ指名いたしますので、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○杉森弘之 議長 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 1 9 票

有効投票 1 4 票

無効投票 5 票

有効投票中

池辺己実夫議員 1 4 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4 票であります。よって、得票数上位1 名の池辺己実夫議員が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました池辺己実夫議員が議場におられますので、会議規則第3 2 条第2 項の規定により告知いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後2時00分休憩

午後2時04分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第23、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

閉会中の事務調査の件

○杉森弘之 議長 本件は、サイドブック스에登載いたしましたとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案は各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和4年第1回牛久市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後2時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 森 弘 之

署名議員 池 辺 己実夫

署名議員 諸 橋 太一郎